

## 保護具着用管理責任者教育 開催の案内 &lt;&lt;NEW&gt;&gt;

令和6年4月から、労働安全衛生規則等の改正する省令により、事業者は化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を着用させるときは「保護具着用管理責任者」の選任が必要になりました。同責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任していただく他、選任できない場合は通達で定めるカリキュラムによった「保護具着用管理責任者教育」を受講した方から選任しなければならないこととされています。

また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、同責任者の選任を受けた方についても、同教育を受講していただくことが望ましいとされました。

事業者の皆様は、選任予定の方に本教育を受講させて、必要な知識と実務能力を習得していただき「保護具着用管理責任者」を選任して下さい。

## 記

- 1 日 時 11月9日(木) 9時25分～17時30分 (受付開始9時10分)
- 2 講習会場 熊谷市立勤労会館大ホール 熊谷市石原1410番地1  
TEL: 048-524-5007 (秩父鉄道石原駅下車 徒歩約10分)
- 3 申込先 (一社) 熊谷地区労働基準協会  
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストーンビル1階  
Tel. 048-525-1746 Fax. 048-525-6506
- 4 講習人員 100名 募集締切り10月30日(月) (最少催行数20名) (定員超過時はキャンセル待ち)
- 5 講習科目 学科 ①保護具着用管理 ②保護具に関する知識  
③労働災害の防止に関する知識 ④関係法令  
実技 ⑤保護具の使用法等
- 6 修了証 全課程の修了者には修了証を交付します。欠席、遅刻、早退等は未修了となります。
- 7 講習費用 13,750円【内訳: 受講料11,000円(消費税10%含)、テキスト代2,750円(消費税10%含)】  
熊谷協会員12,760円【内訳: 受講料10,010円(消費税10%含)、テキスト代同】  
※支払いは振込でお願い致します。※納入いただいた講習費用はお返し致しません。  
※申込み後のキャンセル及び別日時への変更はできません。ご了承うえお申込み下さい。  
なお、都合がつかなくなった場合、締切日迄は連絡のうえ受講者の変更は可能です。
- 8 申込方法 まず申込書に必要事項を記入のうえ熊谷地区労働基準協会宛にFAXをお送り下さい。  
FAX後、必ず電話連絡して下さい。申込書の内容確認後、申込受付完了です。  
申込受付完了後、申込書原本を2週間以内に熊谷地区労働基準協会宛に発送して下さい。  
※「受講票」は申込原本到着後に担当者宛にFAXで送ります。当日受付に提示して下さい。  
FAXが無い場合は返信用封筒(長3定形サイズ)に宛先記入84円切手貼付)を同封して下さい。  
※申込書原本発送後、10日後までに「受講票」が届かない場合は必ずお問合せ下さい。  
※受付は9時～16時30分まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
- 9 振込先 埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0455112  
(一社) 熊谷地区労働基準協会 宛 (振込手数料はご負担願います)  
※銀行発行の振込金受取書(振込明細書)を、領収書の代わりとさせていただきます。  
※講習費用納入は9月29日～10月30日(月)です。期限内に納入して下さい。  
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。
- 10 その他 (1) テキストは講習当日お渡しします。(2) 当日の代替者の出席受講は認めません。  
(3) 講習中は全ての電子機器類は使用禁止。(4) 講習中はマスク着用をお願いします。  
(5) 昼食は各自でご用意下さい。会場での飲食可。  
(6) 駐車場完備92台と隣接の赤城神社共用駐車場200台も常時利用可(徒歩3分)

■受講申込書は別紙にあります。申込者複数の場合は、お手数ですがコピーして使用下さい。